

障害者福祉施策に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 障害者総合支援法について

(1) 都市自治体が障害者総合支援法に基づく事業を安定的に運営できるよう、新たな制度に係る情報提供や周知を図ること。また、障害者の生活実態やニーズ等の地域の実情を十分踏まえ、必要な財源を確保すること。

今後の制度見直しに当たっては、障害者の生活が保障された一層安定的な制度となるよう、自治体と十分協議し、準備期間の確保、具体的で速やかな情報提供と周知、電算システム改修等の準備・運営経費に対する財政措置等、必要な措置を講じること。

(2) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担及び自治体間格差が生じないように、必要な財源を確保するとともに、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

(3) 障害福祉サービス等の利用計画作成に係る相談支援事業について、障害の多様な特性に応じた適切な支援を行うため、相談支援専門員等の福祉人材の確保・人員基準の緩和及び報酬体系の見直し等を図るとともに、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

また、サービス等利用計画案の有無を支給決定要件から除外すること。

なお、特定相談支援事業者について、円滑な指定と適正な監査の実施を可能とするため、適切な措置を講じること。

(4) 障害福祉人材を確保し、事業者の参入を促すとともに、安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充、処遇改善を含め、必要な措置を講じること。

また、障害福祉サービス等報酬の地域区分については、地域の実情を踏まえた適切な区分を設定すること。

(5) 障害児通所支援事業について、適正かつ質の高いサービスを提供するため、人材確保に必要な措置を講じるとともに、適切な報酬単価の設定と支援内容の適正化を図ること。

また、都市自治体の超過負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。

(6) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の措置を講じること。

(7) 人工内耳について、補装具として位置付ける等、利用者負担の軽減を図ること。

また、補聴器の交付基準・修理基準について実情にあったものとするとともに、軽度・中等度難聴者・児の補聴器購入について補装具費の支給制度で対応する等、必要な措置を講じること。

(8) 社会福祉施設等の障害者福祉サービスの基盤整備のため、社会福祉施設等施設整備費補助金について、必要な財源を確保するとともに、十分な財政措置を講じること。

(9) 既存住宅の障害者グループホームへの転用について、建築基準法の適用基準を緩和すること。

(10) 成年後見等実施機関に係る運営費等について、十分な財政措置を講じること。

2. 精神障害者に係る公共交通運賃、有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る有料道路料金の割引制度については、利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等を関係機関へ要請すること。

さらに、NHK受信料減免制度について、障害者及び都市自治体の負担が軽減されるよう、手続きの改善を図ること。

3. 重度障害者等の障害者への医療費助成について、全国一律の助成制度を創設するなど十分な支援措置を講じること。

4. 発達障害児等に係る早期の発見・相談・支援等について、地域の実情に応じた人材の養成・確保や拠点施設等の体制整備を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

また、早期療養を実施するため、発症要因の更なる究明を図ること。
さらに、発達障害の専門医の育成と充実に図ること。

5. 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供について、事業者の取組みが一層推進されるよう必要な措置を講じること。

また、都市自治体が行う事業者に対する支援策について、財政措置を講じること。

6. 障害者の就労支援及び経済的な自立について

(1) 就労支援サービスを効果的に提供するため、就労支援員を育成する仕組みを構築すること。

(2) 障害者を受け入れる企業について、障害に対する理解や合理的配慮を学ぶ研修機会の充実、ジョブコーチの設置等に対する支援の拡充を図ること。

(3) 障害者の経済的な自立を促進するため、付加価値の高い商品開発など、障害福祉事業者と企業等が連携して障害者の所得向上を図るための支援策を講じること。

7. 重度障害者等の通勤に係る助成制度について、障害者個人にも対応可能な制度とすること。

8. 日常生活自立支援事業について、必要な財源を確保するとともに、地域の実情を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

9. 「手話言語法（仮称）」を制定すること。

10. 精神障害者相談員制度を法定化すること。

11. 障害者虐待防止法に基づき、虐待を受けた障害者を一時的に保護する施設について、都市自治体が単独で確保し続けることは財政負担が過重であること等を勘案し、広域での整備を可能とするなど、適切な措置を講じること。

12. 被災した社会福祉施設等に係る社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助金について、早期の復旧を図る観点から、補助対象外とされている設備等についても、国庫補助の対象とすること。
13. 精神科病院長期入院者の権利擁護を図り、円滑な地域移行・定着を推進するため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するとともに、精神保健福祉士等の人材確保のための十分な財政措置を講じること。
14. 障害福祉サービス事業者等の不正防止のため、有効かつ適正に機能する制度を構築すること。
15. 障害者手帳や自立支援医療受給者の支給認定等に関する申請手続き等について、障害者への合理的配慮の観点から、デジタル化を推進すること。
また、必要となる費用について、十分な財政措置を講じること。